

優先対象の考え方

- 1 旭川市障がい福祉計画の目標等を踏まえ、重点項目を定める。
 - 2に掲げる重点項目（3項目）のいずれかに該当する事業者から優先的に対象とするものを選定する。

- 2 重点項目
 - (1) 指定特定相談支援事業所（「以下「相談支援事業所」という。）の同時開設が伴うこと、又は市内において運営する相談支援事業所の相談支援専門員を本件調査以降、令和6年度末までに増員する計画があること。

ただし、旭川市障害者総合相談支援センターの職員を除く。また、旭川市委託事業受託法人は、受託期間中の増員のうち、主に委託事業に従事している職員を除く。

 - (2) 本市内で次に掲げる項目のいずれかについて、平成30年度から令和5年度までの期間において実績があること。

（※項目ごとに、客観的証拠となる資料を添付すること。）

 - ア 相談支援事業所を新規開設していること。

なお、平成30年度から令和5年度までの期間において相談支援事業所の廃止又は休止をしていないこと。
 - イ 相談支援事業所において相談支援専門員を増員していること。

なお、増員時点からの人員が維持されていること。

ただし、旭川市障害者総合相談支援センターの職員を除く。また、旭川市委託事業受託法人は、受託期間中の増員のうち、主に委託事業に従事している職員を除く。

 - (3) 本市内で次に掲げる項目のいずれかについて、令和3年度から令和5年度までの期間において実績があること、又は令和6年度実施計画（就労継続支援B型事業所との同時実施）があること。

（※項目ごとに、客観的証拠となる資料を添付すること。）

 - ア 就労移行支援事業所の新規開設又は定員の増を行うこと。

なお、令和3年度から令和5年度までの期間において就労移行支援事業所の廃止又は休止をしていないこと。
 - イ 就労定着支援事業所の指定を受けること。
 - ウ 指定障害福祉サービス事業所等において手話通訳者を常勤職員として雇用している実績があること（調査時点で雇用が維持されていること。）。

なお、この場合の手話通訳者とは次の者をいう。

 - ・ 手話通訳技能認定試験に合格し、「手話通訳士」として登録された者
 - ・ 手話通訳者全国統一試験に合格し、「手話通訳者」として登録された者
 - ・ 都道府県、指定都市及び中核市が実施する手話通訳者養成研修事業を修了した者
 - ・ 旭川市聴覚障害者等協力員（手話の登録）

エ 事業者による就労支援により一般就労へ移行した者（一般就労期間が6か月以上継続している場合）が、令和3年度から令和5年度までの期間において、事業者全体で3人以上いる実績があること。

3 優先順位の考え方

(1) 重点項目（3項目）のうち該当する項目の数が多い事業者を上位の優先対象とする。

(2) 重点項目の数が同数の場合、次の項目の順で、項目を満たす事業者を上位とする。

ア 2－(1)を満たす事業者

イ 2－(2)，(3)のアからエまでの項目のうち満たす項目の総数が多い事業者

(3) 定員枠を勘案し、優先順位が上位の事業者から順に選定することとする。